

令和 元年 筑前町議会文教厚生常任委員会会議録	
招集年月日	令和 元年 9月 3日 (火)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 元年 9月 3日 (火) 11時 00分
閉 会	令和 元年 9月 3日 (火) 11時 19分
出席委員	委員長 深 野 良 二 副委員長 寺 原 裕 明 委 員 柳 雅 明 委 員 石 橋 里 美 委 員 山 本 久 矢 委 員 河 内 直 子 委 員 横 山 善 美
欠席委員	な し
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	請 願 者 福岡県教職員組合 朝倉支部 支部長 下 田 哲 士 紹介議員 山 本 一 洋 教育課長 橋 本 照 美
欠 席 者	な し
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子
付 託 事 件	請願第3号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

議 事 録

文教厚生常任委員会

令和元年 9 月 3 日（火）

委員長	みなさん、こんにちは。 ただ今から、文教厚生常任委員会を開催いたします。 (1 1 : 0 0)
委員長	これより当委員会に付託されました請願第3号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の福岡県教職員組合朝倉支部 支部長 下田哲士様、紹介議員の山本一洋議員、担当部局として教育課長、以上の方々です。お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 福岡県教職員組合朝倉支部下田哲士さん、お願いいたします。
請願者	教職員組合朝倉支部の下田と申します。どうぞよろしくお願いします。座ってお話をさせていただきます。 筑前町議会におかれましては、これまで幾度となく請願を採択いただき本当にありがとうございます。今年も、こういう機会を与えてくださり感謝を申し上げます。 請願事項は、1点目、子どもたちの住環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること、2点目、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することの2点です。 1点目の、教職員定数改善を推進することについて、趣旨を説明いたします。 学級の人数、今40人学級という、もう長いこと40人学級が定着しておりますが、より少ない人数にすることについては、これまでも各方面で論議がされてきました。 その中で平成22年度に義務標準法が改正され、小学校1学年の35人以下学級が実現し、2学年まで拡大をされています。しかし、その後、計画が変更になり、現在に至っています。 日本は、資料の裏側、2ページ目にありますように、OECD経済協力開発機構の諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっております。 資料にありますように、小学校で1学級当たりの児童数は7人ほど多い、28人、平均ですね。中学校では9人多い、33人となっています。 現在のように一人ひとりの子どもたちの多様な価値観があり、それらに対応した丁寧な対応を行った授業を進めていくためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。先ほどの人数は、あくまでも平均で、やはり35人を超えていますと、40人までですね、40人学級で行っているところも現実にはあるということです。 以前に文部科学省が実施した、今後の学級編成、要するに子どもの数の望ましい学級編成、学級規模としては、26人から30人ぐらいというのが望ましいというふうに思われているのはあるんですが、残念ながら40人という定数におきましては、40人を超えなければ学級数が増えないという状況になっています。 35人学級とは申しまして、私たちが求めていくのは、やはり30人以下学級が、教育効果が上げられるというふうに思っております。 さらに新しい学習指導要領により、特に外国語はですね、教科になって、授業時数、指導内容も増えていっています。また、日本語指導を必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちの対応、さらにいじめ問題や不登校などの課題もあり、そうした課題に対応するためにも、教職員定数の改善は必要だと考えております。 もう1点の理由として、文科省が公表しました2016年度、教職員の勤務実態調査、これは、文科省も出しています。私たちもずっと出してきました。マスコミのほ

	うからも出されています。 私たちがずっと出してきた資料と、この2016年度の文科省の資料も、ほぼ同じような数字がやっぱり出てきている結果となっています。 週60時間以上働いている教員の割合が、小学校33%、中学校では、部活も含めて57%と半数以上を占めてしまっています。この時間設定は、過労死ラインといわれる月80時間超の時間外労働に相当しております。 これらの課題に対しましては、今、文科省も、福岡県教育委員会も、もちろん筑前町の教育委員会もですね、課題解決のために大変な努力をいただいているところです。しかし、仕事内容が変わらない中で、教職員定数も今のままでは、その解決は困難だと思っております。 明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場においては、教職員が人間らしい働き方ができるためには長時間労働の是正が必要であり、そのためでも教職員に対する改善が欠かせないと思っております。 2点目の義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかることについてですが、義務教育である以上、子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等、一定水準の教育を受けられることが憲法で守られていることだと思っています。 しかし、教育予算においては、また、これも資料のほうにありますように、日本は、教育費の割合というのがすごく少ないと言われております。 また、国庫負担が3分の1に変わっていますが、これは、三位一体の改革によって、義務教育費国庫負担制度が2分の1から3分の1に以前引き下げられました。そのままになっております。これらの政策によって、自治体があとを担っていくことになるわけです。 先ほどの35人学級においても、自治体で35人学級を実施している県も実はいくつもあって、県の財政であったり、市町村の財政であったり、そういう違いがですね、結果的に日本の中で35人学級が実現しているところと、国のままの1年生でとどまっているところと、はっきりそんなふうになってしまっています。 いわゆる住んでいる地域によって教育格差が生じていることを示しているものと思います。 経済状況の良くない自治体にあっても、一定の水準の教育を受けることができるように機会均等の原則を保つためには、やはり3分の1から2分の1に戻すことが必要だと思っております。 将来を担って、社会の基盤づくりに繋がる子どもたちへの教育というのは、とても大事だと思っております。社会づくり、まちづくり、未来を担う人材として子どもたちを育てるためにも、学校を支援していく必要があると思っております。 以上のような理由から、2つの事項において、請願を出したいと思っております。どうぞよろしくお願いします。
委員長	以上で、請願者からの説明が終わりました。 次に、紹介議員の説明を求めます。 山本一洋議員
山本一洋議員	今、説明がありましたけれども、本町でも今まで一般質問等で、いろいろ教育問題については議論をされてきました。 今、新聞紙上等にも働き方改革、それから先生方の多忙化のいろいろな問題もあるようでございますし、昨日の新聞にはPTAの記事も載っておりました。 そういった意味で、本町もいろいろと特徴ある事業を行ってはおりますけれども、今先ほどの説明の中にもありました、将来を担う子どもたちの育成というのは非常に大きな問題だと思っています。そういった意味で、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

	たいというふうに思います。以上です。
委員長	他に、補足説明がありましたらお願いします。 以上で、関係者からの説明を終わります。 これから、請願第3号に対する質疑に入りたいと思います。 請願者、紹介議員、当局に対し、質疑がありましたらお願いします。 河内委員
河内委員	意見書の提出先なんですけれども、今、内閣改造をやっているんで、出すときの時期によって、たぶん名前が変わってくると思いますので、そこだけはちょっと注意されたほうがいいのではと思います。
委員長	寺原委員
寺原委員	2分の1からですね、3分の1になって、今何年ぐらいなるんですかね。
請願者	小泉さんのときですから。
寺原委員	もう結構なりますよね。 僕の認識ではですね、2分の1から3分の1になったということは、全教育予算の6分の1が削られたと、国庫としてですね。ただ、それは地方交付税として各県にやるんだというふうに、僕はちょっと思ってたんですが、もし、そうとすれば、それは義務教育に使わないかんという金にはならんで格差が出てくると、県によってですね。財政が、ある程度豊かな県は、そのまんま使ってもらえるかもしれんけども、そうじゃないところは別、教育に使わないで別の面に使うと。だから、教育の格差が県によって出てくるんだというふうに、僕は今まで認識してたんですが、その辺はどうなんでしょうかね。
委員長	はい。
請願者	ちょっとその点は、私もちょっと答えきれない分野ですので。 今、先ほど言われましたように6分の1が削られたというのは、ものすごく大きな、莫大な金額になるわけですね。 そうすると、それが地方で賄っていくことになって、新しいことをやるときに、やっと賄っているところである。例えば、先ほど35人学級を、今、提出していきませんが、県段階でやっているところは、県の財政からそこに投資しているわけですね。 ところが、ギリギリのところはできないわけです。したくてもですね。 さらに、福岡とか規模が大きくなると、また、さらに大きな金額がいる。どちらかというと小さい自治体のほうが、わりと東北とか北陸辺りはですね、35人学級どんどん広めていってるんですよ。もう明らかに違いが出てきているというのが、例えば35人学級1つ取ってもですね、こんなに、どうして、この県はこんなにしている、この県はこんなにされているのに、なぜと思われる、現場からするとですね、その違いが歯がゆい部分がものすごくあって、なんとかやっぱり一律に取り組めないだろうかと、すごく感じているところがあります。
委員長	はい。
山本一洋委員	今、寺原委員が言われた、まさにそのとおりだと思います。 交付税に色が付いていませんで、この部分がじゃあ教育予算ですよ、教育に使いなさい、この部分はというふうなことじゃなくて、大きな部分で交付税の中で、それぞれの地方公共団体が裁量で行うというところがあるでしょうから、そういった意味では、今言われたとおりだと思います。 だから、財政事情によって、やっぱり教育に行くのか、土木に行くのか、農業に行くのか、商業に行くのかというような形でですね、それぞれ特色がそこであるということだろうと思います。
委員長	他にありませんか。

	質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、教育課長のほうには退席をお願いします。大変お疲れさまでした。 (請願者、紹介議員、教育課長退席)
委員長	それでは、これより討論に入りたいと思います。 まず、請願第3号に反対者の反対討論を許します。 ありませんか。 (反対討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許します。 はい。
寺原委員	資料にですね、1学級当たりの平均人数で、小学校が28ですか、中学校は33と、これはあくまで平均であってですね、筑前町だけを見ても三並小学校が人数が少ない学校もあれば、確か東小田が、今年の卒業式が確か40、40やったと思うんですよね。ギリギリなんですよ。 ほんと高学年で40人というクラスがぎっしり、もちろん中学校もそうですけども、そんな感じなんです。 ちょっと外れますけど、特別支援学級の子たちは、その80人とまた別計算なんですよね。それで特別支援のクラスに行ったり、元の自分の学級に帰ってきたりで、こうなると40超えるわけですたいね。 だから、学校現場の話を聞いてると、もうちょっと、ここは分けて考えてほしいと。もう全体的に、この学年が80例えば84とかですね、2とか3とかないとやったら、もうこれは3クラス間違いなくしてもらわないかんと。特別支援の子が2人、3人おってですね、82とか3になるとやったら、全体的に考えて、やっぱりこれは3クラスにしてもらわないかんとというふうなことがあってですね、本当に少人数クラスというのは、今言われましたけど、やっぱり20人台の後半から30人までと。30人以下学級ですよ、30人学級といってますけど、30人以下学級の実現を、私たちはやっぱり言うていかないかんとというふうに思っておるところです。 そういう意味で、これには賛成をします。
委員長	他にありませんか。 はい。
柳 委員	自分も賛成なんですけれども、やっぱりそういうことを改正できないんだったら、例えば教育委員会のほうが、僕はいつも言ってるんですけども、先生たちの負担も少なくなるし、子どもたちの詰め込みも少なくなるためには、例えば3学期制を2学期制に考えたり、いろんな方策があると思うんですよね。 そういう研究をまた、担当課長だけじゃなくて、みんなですしていくのも1つの手立てかなとは思っているんですよ。国ばかりに、ああして、こうしてと、お金出してというばかりじゃなくて、こっちも何か、あらゆる手立てを考えて子どもたちをいかに育てるかが一番大事なことで、やっぱりいろんな方策を考えていくべきだろうと思いますし、1つの手は、教育費が少ないというのは、もう先生たちの過労に繋がるんですね、教職員の増員はぜひ必要だろうと思うし、さっきも山本議員とちらっと話したんですけども、担任、副担任を必ず教室に入れるとかというふうにして、副担任は新しい教育大学出た先生、教職員の免許取った先生を入れて、ベテランの先生と若手の先生が一緒になって、若手の先生が少しずつそこで勉強していくというかですね、そういうのも1つの手立てかなと思って、先生たちも育てなきゃいけないし、子どもも育てなきゃいけないということであれば、やっぱり国庫負担率それから教職員の増員ですね、これは大事なことだろうと思いますので、ぜひ、この請願はですね、

	進めていきたいと思っております。以上です。
委員長	他にありませんか。 討論がないようですので、以上で討論を終結したいと思います。 これより請願第3号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を、採択をいたします。 請願第3号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、本件は、採択と決しました。 お諮りします。 ただ今採択しました請願第3号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書が採択になりましたら、関係行政庁へ提出したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 それでは、請願第3号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出いたします。 なお、本委員会のですね、審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。 以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、文教厚生常任委員会を散会いたします。 本質はお疲れさまでした。 (11:19)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 文教厚生常任委員長 浮野良二